平成 25 年２月 13 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社　アートネイチャー
代表者名　代表取締役会長兼社長　五十嵐　祥剛
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８２３）
問合せ先　取締役兼上席執行役員経営企画部長　内 藤　　功
電話　03－3379－3228

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、当社の４名の株主が、平成 24 年 12 月 25 日、東京地方裁判所に対し、当社取締役３名と退任取締役２名並びに監査役３名を被告として株主代表訴訟（以下、「本件代表訴訟」といいます。）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社は未だ訴訟告知を受けておりませんが、一部被告より訴状を受領したとの報告があったことから、今回の訴訟提起を事実上知るに至ったものであります。

本件代表訴訟の内容は、平成 18 年３月９日の臨時株主総会決議にもとづいて行った第三者割当増資の割当価額が、著しく低廉であり、当社に損害を与えたとして、当社取締役５名（うち２名は退任済み）と監査役３名に対し、８億 168 万円の損害賠償を請求するものです。

当社監査役及び当社は、本件代表訴訟の原告らから、平成 19 年４月 24 日付をはじめとして第三者割当増資に関し、取締役及び監査役らに損害賠償請求を行うよう催告を受けました。これに対し当社監査役会及び当社は、必要な調査を行った結果、提訴の必要はないとの結論に達し、その旨を平成 19 年６月 21 日付以降で回答しております。

当社は、今後、本件代表訴訟の内容を詳細に検討の上、対応を決定する所存ですが、当社は、上記株式割当価額を専門家による鑑定評価にもとづき決定しておりますので、上記第三者割当増資は適法に行われたと判断しております。

本件についての当社業績への影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以上